## 第112号議案

## 令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量) (補正予定量) (計) (4)主な建設改良事業 処理場建設改良 447,077千円 211,000千円 658,077千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額132,671千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,380千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円及び当年度分損益勘定留保資金76,271千円、繰越利益剰余金6,803千円」を「不足する額132,671千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,562千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円、当年度分損益勘定留保資金76,271千円及び繰越利益剰余金2,621千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	447,100千円	211,000千円	658,100千円
第1項 企 業 債	146,100千円	46,000千円	192,100千円
第2項 国庫補助金	167,000千円	119,000千円	286,000千円
第3項 負 担 金	134,000千円	46,000千円	180,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	579,771千円	211,000千円	790,771千円
第1項 建設改良費	447,077千円	211,000千円	658,077千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的				補	正	前				7	補 正	後	
起復の日的	限	度	額	起債	の方法	利率	償還の方法	限	度	額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費		146	千円 5,100	債券	発行又	年利	借入時期か		192	千円 , 100	補正前に同	補正	補正前に同
				は普	通貸借	5.0%	ら30年以内				じ。	前に	じ。
						以内	(うち据置					同じ。	
				(借力	、先)		期間5年以						
				財務	省、地		内) におい						
				方公	共団体		て元利均等						
				金融	機構、		又は元金均						
				銀行	その他		等などの償						
							還の方法に						
				(借力	、時期)		よる。ただ						
				令和	5年度。	,	し、企業財						
				ただ	し、購		政の都合に						
				入そ	の他の		より、繰上						
				都合	により、		償還をなし、						
				その	全部又		又は償還年						
				は一	部を翌		限を短縮し、						
				年度	に繰延		若しくは借						
				べ借	入れす		換えをする						
				るこ	とがで		ことができ						
				きる	<b>.</b>		る。						
計		146	5,100						192	,100			

令和5年12月20日提出

長崎県知事 大 石 賢 吾